**平成２６年（フ）第１４４９号**
神奈川県藤沢市みその台９番13号103
債務者　清祐　彰宏
1　決定年月日時　平成26年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月６日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月７日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２６年（フ）第３３７号**
静岡市駿河区泉町４番37号
債務者　木村　茂仁
1　決定年月日時　平成26年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月６日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月７日午前10時30分
静岡地方裁判所民事第２部

**平成２６年（フ）第３５９号**
静岡市清水区長崎新田396番地　ハイコーポ中嶋202、旧住所静岡市清水区長崎新田367番地の１　ライブリー長崎103号室
債務者　宮本佐奈枝
1　決定年月日時　平成26年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月６日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月７日午前10時45分
静岡地方裁判所民事第２部

**平成２６年（フ）第２７号**
熊本県人吉市下永野町43番地
債務者　西村　敬隆
1　決定年月日時　平成26年９月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月６日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月７日午前10時
熊本地方裁判所人吉支部

**平成２６年（フ）第２８号**
熊本県球磨郡多良木町大字黒肥地1779番地
債務者　森山　　武
1　決定年月日時　平成26年９月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月６日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月７日午前10時15分
熊本地方裁判所人吉支部

**平成２６年（フ）第３２２号**
栃木県那須烏山市小倉1207番地、前住所栃木県那須烏山市旭２丁目５番18号
債務者　篠﨑　大八
1　決定年月日時　平成26年９月８日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月７日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月24日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

**平成２６年（フ）第３１１号**
岡山市北区岡南町１丁目６番28号ＡＳＫ第３パークハイツ102
債務者　宮前　康夫
1　決定年月日時　平成26年９月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月７日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月14日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

**平成２６年（フ）第３４６号**
岡山市南区福田593番地６グリーンハイツ知辺302号
債務者　根岸　直美（旧姓花岡）
1　決定年月日時　平成26年９月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月７日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月14日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

**平成２６年（フ）第３４８号**
岡山県瀬戸内市邑久町福元690番地６
債務者　戸川かな子（旧姓江口）
1　決定年月日時　平成26年９月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月７日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月12日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

**平成２６年（フ）第１３３３号**
神奈川県海老名市杉久保北２丁目４番22号杉久保荘
債務者　別所　周作
1　決定年月日時　平成26年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月11日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月12日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２６年（フ）第１５１号**
北海道帯広市大通南34丁目57番地１
債務者　大和　　繁
1　決定年月日時　平成26年９月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月13日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月20日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

**平成２６年（フ）第２９０号**
静岡市葵区新通１丁目10番５―302号、旧住所静岡市葵区弥勒２丁目８番21号　メゾン・ミロク202号
債務者　若杉　　梢
1　決定年月日時　平成26年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月13日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月14日午前11時15分
静岡地方裁判所民事第２部

**平成２６年（フ）第５２７号**
東京都町田市鶴間755番地26
債務者　白井あずさ
1　決定年月日時　平成26年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月14日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月14日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

**平成２６年（フ）第８６号**
沖縄県中頭郡読谷村字古堅498番地　シャトル秀202
債務者　岳原　邦加（旧姓津波古）
1　決定年月日時　平成26年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月18日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月19日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

**平成２６年（フ）第１２号**
長崎県松浦市調川町下免1192番地、従前の住所長崎県松浦市志佐町里免238番地１
債務者　川久保重美（旧姓前田）
1　決定年月日時　平成26年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月21日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月21日午前10時
長崎地方裁判所平戸支部破産係